

# 児童扶養手当・特別児童扶養手当のお知らせ

児童扶養手当および特別児童扶養手当を受給している方は、現況届または所得状況届の提出が必要となります。7月下旬以降に案内通知を送付しますので、受付期間中に必ず提出してください。

いずれの手当も、支給を受けようとする本人の申請が必要で、申請した月の翌月から支給されます。該当すると思われる方は、子育て支援課へ問い合わせください。

## 児童扶養手当

児童扶養手当は、次のいずれかに該当する満18歳未満の子どもを育てている父、母または養育者へ支給される手当です。申請時には、市役所で職員が生活状況などの聞き取り調査を行います。申請可能かの相談も含め、事前に子育て支援課へ連絡の上、ご来庁ください。なお、申請する方の所得の状況などによっては、支給できない場合があります。

### 【該当する子ども】

- ・父母が婚姻を解消した子ども
  - ・父または母が死亡した子ども
  - ・父または母が一定の障害をもっている子ども
  - ・父または母が配偶者からの暴力(DV)被害者の子ども
  - ・母が婚姻によらないで妊娠した子ども
- ※婚姻には、事実上婚姻関係と同様の状況にある場合(内縁関係など)を含みます。また、本手当受給後に、事実婚の状況などが明らかになった場合は、既に支給された手当は返還していただきます。

### 【次の場合は受給できません】

- ・申請される方や子どもが日本国内に住所を有さないとき
  - ・子どもが児童福祉施設などに入所しているとき
- ※公的年金などを受給している場合は、手当が支給されない場合があります。

【支給額】 平成27年4月1日現在

児童数	全部支給	一部支給
1人	42,000円	41,990円～9,910円
2人	47,000円	(41,990円～9,910円) + 5,000円
3人以上	1人につき3,000円加算 (2人目の児童数の支給額に加算)	

## 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体に一定の障害がある満20歳未満の子どもを育てている方へ支給される手当です。申請には、医師の診断書が必要な場合がある他、障害者手帳の交付を受けていても本手当の支給対象とならない場合があります。該当すると思われる方は、障害者手帳を持参の上、子育て支援課へご来庁ください。

### 【次の場合は受給できません】

- ・申請される方や子どもが日本国内に住所を有さないとき
- ・子どもが障害による公的年金を受給できるとき
- ・子どもが児童福祉施設などに入所しているとき

【支給額】 平成27年4月1日現在

等級	手当額
1級	51,100円
2級	34,030円

## ひとり親家庭等児童養育手当の申請はお済みですか？

ひとり親家庭等児童養育手当は、次のいずれかに該当する小・中学生の子どもを育てている保護者へ支給する手当です。受給には申請が必要で、申請月から支給されますので、該当される方は子育て支援課へ申請してください。

また、本手当を現在受給している方には、現況届提出の案内通知を送付しますので、受付期間内に提出してください。

【支給額】死別の場合 月額6,000円  
離婚・未婚の場合 月額3,000円

### 【該当する子ども】

- ・父、母または父母の双方が死亡した子ども
- ・父母が婚姻(事実上婚姻関係と同様の事情にある場合も含む)を解消した子ども
- ・母が婚姻によらず出産した子ども

### 【次のような場合は受けられません】

- ・保護者が生活保護を受給している世帯の場合
- ・保護者の現年度(4月分から7月分の手当については前年度)の市町村民税の所得割が課税されている場合

▶問い合わせ 子育て支援課子育て支援担当(内線292)

# 「臨時福祉給付金」の申請について

消費税率の引き上げによる、低所得者の経済的負担を緩和するために支給される「臨時福祉給付金」の申請方法についてお知らせします。7月下旬に、支給対象と思われる方に給付金申請に関する書類を郵送しますので、該当する方は申請してください。

▼対象 平成27年1月1日現在、本市の住民基本台帳に登録されており、平成27年度個人市民税(均等割)が課税されていない方。ただし、次の方は対象になりません。

- ・個人市民税(均等割)が課税される方の扶養親族など
- ・生活保護を受けている方

▼給付額 支給対象者1人につき6千円  
▼受付期間 8月3日(月)～平成28年2月1日(月)  
▼申請先 福祉課

▼その他 支給については要件があります。申請を行っても支給対象とならない場合があります。

・平成27年1月1日現在、本市に住民登録をしていない方は申請できませんので、1月1日に住んでいた市区町村へ問い合わせください。また、受付期間以外の申請もできません。

ご注意ください  
「臨時福祉給付金」の振り込み詐欺や、個人情報情報の搾取にご注意ください。また、自宅や職場などに市役所や厚生労働省の職員などをかたった電話がかかってきたり、不審な郵便が届いたりした場合は、行田市役所や行田警察署警察相談専用電話(#9110)へ連絡してください。

## ▼問い合わせ

- ・給付金制度については、厚生労働省専用ダイヤル ☎0570-0371-192
- ・申請方法については、同課臨時福祉給付金担当(内線458)



## 介護者教室を開催します

高齢者が在宅で安心して暮らしていけるよう、介護の知識や技術などを学ぶ教室を開催します。実際に介護をしている方や介護について関心のある方は、ぜひご参加ください。

- ▶日時 7月29日(水)午前10時～11時30分
- ▶場所 忍・行田公民館
- ▶内容

【～楽ちん介護 Part 4～入浴編】介護をもっと快適にするために、入浴の安全な介助方法などを学びます。また、訪問入浴のデモンストラレーションも行います。

- ▶定員 20人
- ▶費用 無料
- ▶持ち物 筆記用具
- ▶申し込み・問い合わせ 地域包括支援センター ふうみいゆ ☎558-0088
- ▶この記事に関する問い合わせ 高齢者福祉課 地域支援担当(内線278)

## 女性活躍推進事業 第1回セミナー参加者募集

7月25日(土)にVIVAぎょうだ学習室で、女性の多様な働き方を支援するためのセミナーを開催します。

- 女性の再就職チャレンジセミナー 私も再就職
- 【第1部】 意識編～私も再就職～仕事とのいい関係づくり
- ▶時間 午前10時～正午
- 【第2部】 スキル編～就活スキルアップ～履歴書・面接・コミュニケーション
- ▶時間 午後1時～3時
- 【第1部、第2部いずれも】
- ▶講師 油井文江さん(株)ゆいアソシエイツ代表
- ▶定員 30人
- ▶参加費 無料
- ▶申し込み 7月7日(火)～23日(木)に直接または電話でVIVAぎょうだ(7月13日(月)・21日(火)は休館)※ひととき保育(2歳以上の未就学児の保育・無料)の申し込みは7月17日(金)まで
- ▶問い合わせ VIVAぎょうだ ☎556-9301

## 幼稚園就園奨励費を支給します

市では、幼稚園教育の普及・充実ならびに保護者の負担を軽減するため、市内外の幼稚園にお子さんを通園させている家庭に保育料の一部を補助しています。なお、補助金額は市民税の課税額に応じて変わります。

▼申請方法 幼稚園を通じて申請してください(市内幼稚園には申請用紙を配布済み)。なお、市外の幼稚園へ通園している家庭で、申請していない方は教育総務課にご連絡ください。

▼問い合わせ 同課財務施設担当 ☎556-8311

